

令和5年

行方市農業委員会

# 第11回総会会議録

(令和5年10月25日)

令和5年10月25日 行方市農業委員会第11回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

#### 1 本日の会議に付した議案

議案第78号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第79号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第80号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第81号	現況証明願について
議案第82号	行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について
議案第83号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第84号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第85号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第43号	制限除外の移動届の受理について
報告第44号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第45号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第46号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

#### 2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川栄	3番 近藤芳子
4番 茂木孝	5番 橋本清	6番 平塚実
7番 横瀬忠美	8番 古渡武文	9番 内藤宏一
10番 本澤政雄	11番 風間啓次	12番 根本正義
13番 小沼正二	14番 大久保正一	15番 郡司正彦
16番 椎名勇	17番 高塚利英	18番 根崎和枝
19番 清水量		

#### 本日の出席推進委員

1番 深澤泉	2番 平山正	3番 内山市也
4番 宮内正美	5番 篠輪澄子	6番 森山正一
7番 石間信一	8番 日下正之	9番 吉田正弘
10番 大原富士男	11番 横田俊信	12番 鈴木喜昭
13番 野原賢一	14番 川島隆道	15番 石田充春
16番 関口順一		

3 本日の欠席委員	なし
本日の欠席推進委員	なし

#### 4 議事内容

	(開会宣言) 午後 3時00分
事務局	ただいまより令和5年行方市農業委員会第11回総会を開会させていただきます。
	(会長挨拶)
事務局	総会議事日程第2、会長挨拶。 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	それでは、総会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。 秋も深まりまして、朝夕の寒さを感じる今日この頃であります。農作業のほうもまだまだ、皆さん、忙しい日々が続いているようです。今年は、インフルエンザの流行が懸念され、感染者が増えているようですので、気をつけていきたいと思います。また、新型コロナウイルスのほうも、まだまだ感染者が出ているようですので、油断をしないで、マスク、手洗い等を行って暮らしていきたいと思います。 本日も、最適化推進委員の皆様の出席をいたしております。大変ご苦労さまでございます。それから、今月16日に、会長・事務局長会議が開催され、会議において、知事への要望書等の提出の報告がありました。また、本日は、農政部会も開催され、市長への要望書の検討がなされたということでございます。ご苦労さまでございました。 以上で、簡単ではありますが、挨拶に代えます。
	(経過報告)
事務局	それでは、続きまして、日程第3、経過報告。 10月の行事経過報告によりご説明をさせていただきます。 10月16、17日、令和5年度農業委員会会長・事務局長会議、つくばグランドホテルにおきまして、高塚会長、事務局出席の下、講演並びに令和6年度国・県農業施策に関する要望を行いました。 10月19日、行方地域農業振興協議会定時総会、こちらは、麻生の湖月におきまして、令和4年度事業報告並びに収支決算について、令和5年度事業計画並びに収支予算について、高塚会長、事務局出席の下に行われました。 10月25日、本日でございます。先ほど、広報委員会並びに農政部会が開催されました。また、これより第11回の総会の開催となります。
	(議長の選出)
事務局	それでは、日程第2に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。
	(資格審査報告)
議長	それでは、ただいまの出席委員は19名、欠席はありません。定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

		(会期の決定)
議長	本日の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。	
全員一致	異議なし。 (全員一致)	
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日といたします。	
		(議事録署名人の選出)
議長	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 2 番谷田川栄委員 3 番近藤芳子委員。	
		(書記の選出)
議長	総会書記として、事務局稻田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。	
		(議案の審議)
議長	それでは、議案の審議に入ります。	
		(議案第 78 号)
議長	議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。	
事務局	議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和 5 年 10 月 25 日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 案件につきましては第 1 項から第 10 項までとなっております。 なお、事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。 なお、第 1 項から第 10 項におきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。	
議長	それでは、1 項ごとに審議をいたします。	
1 4 番	1 項の調査委員より調査の報告を求めます。14 番、大久保委員。 14 番、大久保です。第 1 項について調査報告いたします。 この案件は、根本委員、日下、吉田両推進委員の協力を得て行いました。 譲受人の方は、市内小幡在住の 61 歳の男性の方。譲渡人の方は、市内小幡在住の 74 歳、農業の方。受人夫婦と妹 3 人で、田畠合わせて 207a に水稻、麦、野菜等を栽培する専業農家の方です。申請事由は、記載のとおり、高齢により耕作不能により、生産農家に渡して、農地保全を図るで、区分は、贈与による所有権移転であります。従事日数も年間 240 日と要件を満たしており、農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。	
議長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいた	

		します。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。 (全員一致)	
議長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。	
		次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。9番、内藤委員。
9番	9番、内藤です。それでは、第2項の調査報告をいたします。	
		この案件につきましては、風間、根崎両委員、関口、石田両推進委員さんと共に調査をしてまいりました。
		譲受人は、市内八木蒔に在住する25歳、会社員兼農業の男性です。譲渡人は、市内八木蒔に在住する82歳、農業の男性です。2人の関係は、同居する祖父と孫です。申請事由については、事業拡大で、区分については、贈与による所有権移転です。譲渡人が82歳と高齢になり、長男が亡くなっていることから、孫の譲受人に譲りたいということです。調査の結果、何ら問題なく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いします。以上です。
議長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全員	異議なし。 (全員一致)	
議長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決をいたします。	
		次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。3番、近藤委員。
3番	3番、近藤でございます。3項について、調査報告をいたします。	
		調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。
		受人は、東京都中央区在住の56歳の会社員の男性です。醸造用葡萄と果樹園合わせて3万8,495平米を作付しております。渡人は行方市在住の男性の方です。申請事由は、農業経営規模拡大し、経営の安定を図るために、区分は、売買による所有権移転です。農業従事日数も260日以上、農機具もそろっております。今回、権利を設定しようとする土地は、行方市両宿にある実家から200メートル、車で約1分の距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題もないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全員	異議なし。 (全員一致)	
議長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決をいたします。	
		次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。9番、内藤委員。
9番	9番、内藤です。第4項の調査報告をいたします。	
		この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さんと共に、調査をしてまいりました。

		譲受人は、小美玉市山野に在住する48歳、会社員兼農業の男性です。譲渡人は、小美玉市山野に在住する74歳、農業の男性です。2人の関係は親子です。申請事由については、経営移譲で、区分については、贈与による所有権移転です。譲渡人が高齢になり、受人の長男に譲りたいということです。現場は、沖洲土地改良区の一番おおが寄りです。山野の自宅からは1キロぐらいで、問題ないということで調査をしてまいりました。調査の結果、何ら問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議 長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全 員	異議なし。（全員一致）	
議 長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。	
議 長 番 4	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。4番、茂木委員。 4番、茂木です。5項の調査報告をします。 調査には、横瀬委員、石間推進委員さんの協力の下、調査してまいりました。受人は、行方市繁昌、46歳の男性です。農業兼会社員です。渡人は、受人と親子です。農地、畑1, 620平米、田2, 566平米は贈与となります。申請事由は、農業経営の世代交代ということで、受人である息子に農地を贈与することに息子も承諾してくれました。権利を取得後、田は休耕になります。現在は、イノシシが出没するため、耕作できなくなっています。畑は友達から農機具を借りて、ジャガイモを作るそうです。年間で180日間作業をしていくそうです。田畠は、自宅から5分のところです。周辺の農地に対して、農業場が利用に及ぼす影響はないそうです。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。以上です。	
議 長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全 員	異議なし。（全員一致）	
議 長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。	
議 長 番 1 6	次に、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。16番、椎名委員。 16番、椎名です。6項、7項、関連がありますので、一括して調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 6項の受人は、行方市南在住、84歳の男性、7項の受人は、行方市南在住64歳の女性です。6項、7項の渡人は、東京都在住、74歳、無職の女性です。受人と渡人の関係は、親戚関係になります。申請事由は、6項、7項とも、農業経営の規模を拡大し、経営の安定を図るためです。区分は、6項、7項とも贈与による所有権の移転です。渡人は、子どもがいないということで、田舎の土地の管理ができない	

		いので、今回の申請になったそうです。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひしいたします。以上です。
議 長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全 員 長	異議なし。 (全員一致)	
議 長	異議なしと認め、6項、7項は原案のとおり可決いたします。	
1 1 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。 11番、風間です。8項の調査報告をします。 この調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと調査してまいりました。 譲受人は、鉾田市在住、67歳、農業の男性です。家族4人で水稻、大根、馬鈴薯を1万5,360平米で耕作しております。譲渡人は、土浦市在住、64歳、農業の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。通作距離は2.3キロ、車で5分ほどです。区分は、売買による所有権移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議、よろしくお願ひします。以上です。	
議 長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全 員 長	異議なし。 (全員一致)	
議 長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。	
1 5 番	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第9項の調査報告をします。 この案件については、鈴木推進委員に協力していただきました。 譲受人は、78歳で、行方市藤井に在住の農業の方です。路地野菜など47アールほど営農しております。譲渡人は、74歳で、東京都江戸川に在住し、無職の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、贈与による所有権の移転になります。譲渡人は、遠方に住んでいるため、農地の管理ができないため、親戚である譲渡人に贈与すべく、申し込んだところ、承諾していただいたそうです。自宅から、約600メートル、約2分程度で、調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。以上です。	
議 長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全 員 長	異議なし。 (全員一致)	
議 長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。	
1 番	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。1番、矢幡委員。 1番、矢幡です。第10項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。また、別に、農地部会委員と事務局と私で、新規営農型太陽光発電施設申	

請の現地確認、事業者及び営農者からの事業の概要の説明を受け、質疑等を行いました。

借受人は、鹿嶋市に本店がある太陽光事業を営む法人で、貸渡人は、鹿嶋市に本店がある認定農業者の法人です。目的は、市内船子にある貸渡人の農地に支柱を立てた営農型太陽光発電設備を設置するため、区分条件を設定するもので、この地上権は使用貸借です。場所は、国道355号線、船子の信号機から北東に100メートルほど進んだところに所在します。営農を行う法人は、まだ作付の実績がないミヨウガを生産し、収益を上げていくということでした。農地部会委員から、まず、土作りが必要だというアドバイスや、雨水で土が道に流れ出す可能性があるので、その場合には、必要な措置を講ずるよう指摘しています。営農型太陽光発電設備を設置しても、周辺農地には影響がないと考えられるため、許可相当と調査してまいりました。なお、営農型太陽光発電設備の内容については、同時に申請された第5条第3項で説明をいたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長　　調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員一致

議長　　異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。

(議案第79号)

議長　　次に、議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局　議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があつたので提案する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。  
案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付をしておりますので割愛させていただきます。以上です。

議長　　それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。6番、平塚委員。

6番　　6番、平塚です。第1項の調査報告をいたします。

この調査には、橋本委員、宮内、内山推進委員のご協力をいただきました。

申請事由は、一部無許可で、駐車場として利用してきたことに気づいたことに対する是正と、庭の拡張に伴う転用目的です。当該土地は、四鹿の集落センターの南、約100メートルの地点です。申請人は、20年ほど前に自宅敷地に隣接した畠に、転用の必要性を知らずカーポートを建ててしまったそうです。地面にはコンクリートも打ってあり、宅地と畠、半々にまたいでおり、農地に戻すには困難であると判断しました。また、カーポートの面位置に、自宅の生け垣を移植し、庭を拡張したいとのことでした。カーポートに関しては、本人も反省しており、始末書も添付されております。転用に関しては、以前から管理農地としていた畠を分筆したものであり、周辺農地に影響はなく、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様

		のご審議をお願いいたします。以上。
議長		調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。 (全員一致)
議長		異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第80号)
議長		次に、議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があつたので提案する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項から第3項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議長		それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、椎名委員。
16番		16番、椎名です。第1項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 この案件は、6月の、農振除外の案件です。受人は、潮来市在住、29歳の男性。渡人は、行方市小高在住の92歳の男性です。受人は、渡人の孫になります。申請事由は、自己用住宅の建築です。区分は、贈与による所有権の移転です。子どもが大きくなり、現在の住居では手狭になり、新たな住宅を建築したいとのことでした。関係書類も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議長		調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。 (全員一致)
議長		異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議長		次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。18番、根崎委員。
18番		18番、根崎です。第2項の調査報告をします。 この案件は、風間、内藤両委員、石田推進委員と共に調査してきました。譲受人は、市内若海在住、法人代表の男性です。譲渡人は、市内若海在住、80歳、農業の男性です。二人の関係は、同居の親子です。受人が、自動車リース販売業として使用するため、3,670平方メートルのうち、1,500平方メートルを使用貸借権の設定です。場所は、大場内科クリニックより西へ200メートルくらいのところです。関係書類もそろっており、何ら問題ないものと調査してきました。

議長	た。皆様のご審議、よろしくお願ひします。以上。
議員	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議長	異議なし。 (全員一致)
議長	異議なしと認め2項は原案のとおり可決いたします。
議員 1番	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。1番、矢幡委員。</p> <p>1番、矢幡です。第3項について調査報告いたします。</p> <p>この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。また、別に、農地部会委員と事務局と私で、新規営農型太陽光発電設備申請の現地確認、事業者及び営農者からの事業の概要の説明を受け、質疑等を行いました。</p> <p>借受人は、鹿嶋市に本店がある太陽光事業を営む法人で、貸渡人は、鹿嶋市に本店がある認定農業者の法人です。目的は、地内船子にある貸渡人の農地に支柱を立てた営農型太陽光発電設備を設置するため、地上権を設定、10年間の一時占用するもので、この地上権は使用貸借です。場所は国道355号線、船子の信号機から北東に100メートルほど進んだところに所在します。太陽光事業面積は1,048平米、畑に支柱66本、引込柱1本を設置し、これらの畑に食い込む面積が合計2,08平米を10年間の一時転用するものです。パネル数204枚で、最大出力77.52キロワットを発電し、パネルの間隔は0.972メートル、遮光率は51.2%です。畑では、ミョウガを作付して、収穫を1年目から行おうとしています。ただ、営農者は、ミョウガの作付の経験がないため、外部の指導を受けながら進めていくとしています。今後、栽培性の状況を注意深く見ていただきたいと考えます。土地改良区の意見書、その他必要な書類も提出されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様の審議をよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議員	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員	異議なし。 (全員一致)
議長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
	(議案第81号)
議員	次に、議案第81号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第81号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。</p> <p>令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。</p> <p>案件につきましては、第1項から第7項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。</p>
議員	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めま

		す。15番、郡司委員。
1	5 番	15番、郡司です。第1項について、高塚会長に代わって報告いたします。 調査は、高塚会長、郡司委員、野原推進委員が同行して、現地確認を行いました。 申請人は、東京都板橋区在住、無職の80代の男性の方です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明の交付となります。申請地は、手賀養徳寺より東に200メートルくらいのところです。申請地を確認したところ、平成15年頃より耕作しておらず、竹林化しており、農地に復元することは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は証明を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。14番、大久保委員。
1	4 番	14番、大久保です。2項について調査報告をします。 この案件は、根本委員、日下、吉田両推進委員の協力を得ました。 申請人の方は、常陸太田市在住の62歳の会社員の男性の方。願出要旨は、地目変更登記のための、区分は非農地証明です。30年以上前から、進入路（雑種地）として利用しています。当該地は、前回の総会で、市内小幡在住の60代の男性の方との売買が承認され、そのときの調査で分かり、追加に申請になったものです。農地への復元が困難であり、非農地証明交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。1番、矢幡委員。
1	番	1番、矢幡です。第3項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 申請人は、昭和33年に、当該畠に蚕を飼うための養蚕室を建築し、建築から65年ほど経過しているとのことです。固定資産税もこの蚕室は課税となっています。現在の状況から、畠に戻すことは大変困難です。以上のことから、農地でない証明を発行することに問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。 (全員一致)
		異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1	長 2 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。12番、根本委員。 12番、根本です。4項について報告いたします。 大久保委員、吉田、日下両推進委員と共に調査してまいりました。 申請人は、市内北高岡の男性、土地は、市内吉川にある農地99平方メートルで、昭和50年頃、住宅地として造成した中にあり、50年以上耕作されておらず、高木、篠等で荒れてしまっている状態でした。調査の結果は、非農地証明の交付に問題ないものと判断してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。 以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。 (全員一致)
		異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 7	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。7番、横瀬委員。 7番、横瀬です。5項の調査報告をします。 この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員と共に調査をしてまいりました。 申請人は、神奈川県横浜市に在住する女性です。申請事由については、地目変更登記のため、非農地証明の交付になります。20年以上前から宅地として利用していました。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。 (全員一致)
		異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1 1	長 5 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第6項について高塚会長に代わって報告いたします。 調査は、高塚会長、郡司委員、野原推進委員が同行して現地確認を行いました。 申請人は、市内手賀在住の無職の70代の男性の方です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。申請地は、国道354号線泉入り口信号付近になります。現地を確認したところ、30年前より耕作しておらず、窪地で、篠、雜木などが生い茂り、農地に復元するのは極めて困難な状況と判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。 以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。

		ご異議ございませんか。
全員	議長	異議なし。 (全員一致)
		異議なしと認め、6項は証明書を交付することに決定をいたします。
議長		次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。18番、根崎委員。
18番		18番、根崎です。第7項の調査報告をします。
		この案件は、風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員と共に調査してきました。
		申請人は、市内玉造乙在住、無職の女性です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、吉田真下工業より南へ300メートルくらいのところです。30年くらい前より耕作されず、山林化している状態でした。非農地証明交付は妥当であると調査してきました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上。
議長		調査の結果は、非農地証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。
		ご異議ございませんか。
全員	議長	異議なし。 (全員一致)
		異議なしと認め、7項は証明書を交付することに決定をいたします。
		(議案第82号)
議長		次に、議案第82号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第82号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、別紙のとおり意見を求められたので提案する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。
		別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。令和5年10月16日付で、行方市長より農業委員会会長宛てに農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。今回の申請は、8件の申請がありました。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議長		それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。
11番		11番、風間です。1項の調査報告をします。
		今回の調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。
		申請人は、市内芹沢地区在住、農業の男性です。申請事由は、昭和20年頃に農地に物置と倉庫を建ててしまったそうで、是正をし、宅地の拡張をし、農振除外したいとのことです。調査の結果、関係書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審議、よろしくお願いします。
議長		調査の結果は、関係書類もそろい、問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。 (全員一致) 異議なしと認め、1項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
議 長		次に、2項、3項、4項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。
1 5 番		15番、郡司です。第2項、3項、4項については関連がありますので、一括で、高塚会長に代わって報告いたします。 調査は、高塚会長、郡司委員、野原推進委員が同行して現地確認を行いました。 第2項の申請人は、市内手賀在住の会社員の男性の方です。申請事由は、自己用住宅の建築、敷地への接道ということで、申請人は、父親所有の老朽化が著しい住居の建替えをすることだそうです。ところが、建築基準法で、公道から敷地への接道幅員が4メートル以上の確保をするための申請となります。第3項の申請人は、市内手賀在住、80代の無職の男性の方です。第2項の申請人の父親になります。申請事由は、宅地への進入路ということで、やはり、建築基準法で規定の接道について、4メートル幅員が必要で、適応させるための申請となります。第4項の申請人は、第3項の申請人と同じです。申請事由は、宅地拡張是正ということで、平成9年頃、無断で生け垣を植え、車庫を建築して、宅地と一体的に利用していたということで、今回、是正をしたいということです。始末書、同意書等も添えられており、農業振興地域より除外をお願いしたいということです。申請地は、県道水戸神栖線、吉藤運送より南へ100メートルくらいのところです。調査の結果は許可相当です。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議 長		調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 長	員 長	異議なし。 (全員一致) 異議なしと認め、2項、3項、4項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
議 長		それでは、次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。14番、大久保委員。
1 4 番		14番、大久保です。5項について調査報告をします。 この案件は、日下、吉田両推進委員の協力を得て行いました。 申出者は、市内小幡在住の68歳の男性の方。ハウスでホウレンソウ等を栽培している専業農家で、現住居地では敷地が狭く、希望する農業経営が進められず、この土地は畑のビニールハウスにも近く、ハウスの管理しやすい、現住居にも近い、それで、住宅を建てるため、農業振興地域整備計画の変更をしたいというので、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議 長		調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 長	員 長	異議なし。 (全員一致) 異議なしと認め、5項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいた

		します。
議 長 1 5 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第6項について、高塚会長に代わって報告いたします。 調査は、高塚会長、郡司委員、野原推進委員が同行して、現地確認を行いました。 申請人は、市内手賀在住の歯科医の30代の男性の方です。申請事由は、歯科医院の建設ということです。申請人は、生まれ育った故郷である行方市で歯科医院を開業したいと考え、建築場所を探していたところ、今回、申請の農地を譲り受けることができるようになったそうです。農業振興地域よりの除外をお願いしたいとのことです。場所は、国道355号線舟津信号より北へ50メートルくらいのところです。調査の結果は許可相当と判断しました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。以上です。	
議 長 全 員 議 長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、6項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。	
議 長 2 番	それでは、次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。 2番、谷田川です。7項の調査報告をいたします。 調査については、橋本委員と調査をしてまいりました。 申出者は、鹿嶋市内の太陽光事業を営む法人です。目的は、太陽光事業及び一部を進入路に使用するためです。変更理由は、高齢のため農業を縮小して、土地の有効利用を考えていた地権者と利害が一致したためです。現在、土地は、長年休耕状態になっております。調査の結果、この申請地を農振除外することについて、何ら問題のないものと調査してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。	
議 長 全 員 議 長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。	
議 長 5 番	それでは、次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。5番、橋本委員。 5番、橋本です。8項の案件について報告します。 なお、この案件は、谷田川委員の協力の下、調査してまいりました。 申請人は、広島県広島市にある法人の代表取締役の男性です。土地の所有者は、市内根小屋在住の無職の男性です。場所は、市内青沼地区です。面積は、1,516平米のうちの1,407.69平米の土地です。申請事由は、太陽光発電施設のための農振除外です。事業計画、周辺にも影響がないと思われます。委員の皆様のご	

		審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。
議長		調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。 (全員一致)
議長		異議なしと認め、8項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
		(議案第83号)
議長		次に、議案第83号 行方新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第83号 行方新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、別紙のとおり推薦を求められたので提案する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。行方市長より農業委員会会长宛てに推薦依頼がございました。交付申請書のとおり、行方市三和在住の農業後継者と、行方市小幡在住の農業後継者となります。以上です。
議長		それでは、1項ごとに審議をいたします。調査員より調査の報告を求めます。19番、清水委員。
1 9 番		19番、清水です。新規就農の1番目の件について報告をいたします。 この調査はあまり大勢で行っても迷惑かと思って、近藤委員さんに協力をいただいて、行ってまいりました。 申請人は、市内三和在住の47歳の方であります。話を伺ってきたのですが、就農のきっかけというのは、同級生や同年輩の方が大規模に農業をしている方があつて、お話を伺ったり、見たり聞いたりしているうちに魅力を感じたということのようであります。また、後継者ですので、農機具等もそろっておりますし、両親と農作業をしながら技術も学べるということで、就農することになったそうです。長ネギを作っているのですが、今後は、夏場の高温対策や、年間の栽培作物なども考えながら経営をしていきたいということでした。交付要件を満たしておりますので、推薦が相当というふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。
議長		調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。 (全員一致)
議長		異議なしと認め、1項は行方新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
議長		次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。14番、大久保委員。
1 4 番		14番、大久保です。2項の調査報告をします。

		申請者の方は、市内小幡在住の43歳の男性の方、両親と3人で、560アールの農地に、カンショ、馬鈴薯、ニンジンを栽培している専業農家の方です。今年6月から会社を辞めて、親元就農により農業技術の継承を決めたそうです。やる気十分であり、行方新規就農活力応援補助金推薦者として、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議長		調査の結果は、推薦することに相当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全員		異議なし。（全員一致）
議長		異議なしと認め、2項は行方新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
		(議案第84号)
議長		次に、議案第84号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第84号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。 2枚目、中間管理事業・総括表で説明いたします。 新規の設定が、田が2件、3筆、4,192平米。畑が2件、4筆、1万1,463平米、合計で4件、7筆、1万5,655平米となります。 次のページ、農用地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。 以上です。
議長		それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。（全員一致）
議長		異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定をいたします。
		(議案第85号)
議長		議案第85号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第85号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

別紙、資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。

10月10日付で行方市長より農業委員会長宛てに、農用地利用配分計画案に係る意見を求めております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。

計画案が4件、7筆、1万5,655平米となります。詳細につきましては、次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第84号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これによりまして農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、報告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
全員 異議なし。（全員一致）  
議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

（報告第43号）（報告第44号）（報告第45号）（報告第46号）

議長 次に、報告案件に入ります。報告第43号 制限除外の移動届の受理について、報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第46号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明を願います。

事務局 報告第43号 制限除外の移動届の受理について、下記の通り報告する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

案件につきましては、1項のみとなります。農業用側溝の建設のため、届出となります。

続きまして、報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記の通り報告する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長高塚利英。

こちらは、相続により所有権を取得された届出の一覧となります。第1項から第4項までとなります。

続きまして、報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長高塚利英。

こちらは、合意解約より賃借権を解約した通知の一覧となります。第1項から第17項までとなります。こちらもご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告第46号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況につい

て報告する。令和5年10月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。  
こちらは、先月、9月に提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録簿を集計したものとなります。こちらもご確認をいただきたいと思います。以上です。

議長 報告案件についての質疑を求めます。

ご異議ございませんか。

全員一致 異議なし。（全員一致）

議長 それでは、異議なしと認めます。

(閉会宣言) 午後 4時00分

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第1回総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。